

松山寺本『伝光録』の書誌と本文

| | |
|-----|---|
| 著者 | 横山 龍顯 |
| 雑誌名 | 鶴見大学仏教文化研究所紀要 |
| 号 | 25 |
| ページ | 223-253 |
| 発行年 | 2020-03 |
| URL | http://doi.org/10.24791/00000863 |



松山寺本『伝光録』の書誌と本文

横山 龍顯

はじめに

小稿においては、松山寺（石川県金沢市東兼六町）に所蔵される『伝光録』の紹介を行うこととした¹。すでに、松山寺本『伝光録』以下、『伝光録』の写本は所蔵寺院・所蔵者名のみを記す）については、先行研究において言及している例もあるが²、詳細な書誌やテキストの特徴はいまだに報告されていない。松山寺本は、現在確認されている写本のなかでは、乾坤院本（一五世紀後半書写）・龍門寺本（天文一六年（一五四七）書写）に次いで古い一本であり、書写年代のみを見てもその資料的価値は高いと言えるが、さらに松山寺本の装訂・料紙・本文・奥書などに注目すると、他の『伝光録』写本には見られないさまざまな特徴を有しており、たいへん興味深い資料であると言えることができる。

右の動機に鑑み、今後の『伝光録』写本研究の一助とならんことを企図し、以下に松山寺本の書誌事項を列挙し、続いて本文の特徴を検討していくこととした。

一、松山寺本『伝光録』の書誌

伝光録 上下巻 二冊 慶長四年（一五九九）から寛永四年（一六二七）の間の書写

A 形状

装訂は袋綴装冊子本、綴じ目は四ツ目綴（明朝綴）。綴じ糸には細糸二本が用いられているが、これは元来一本の糸で綴じられていたものを修補（後述）の際に、二本の糸によって綴じ直したものと推測される。そして、表紙（縦二六・五cm×横一八・四cm）は、金欄の花唐草文様で装飾された織布によって構成される裂表紙で、こちらも後補である（裏表紙も同様）。見返しには金加工が施された布地が用いられている。修補前の表紙がいかなるものであったかは判然としないが、禅籍の表紙は紙表紙を用いることがほとんどであるため、非常に珍しいものであるといえる。ほかに裂表紙を持つ『伝光録』写本としては、乾坤院本・永平寺本（延享三年〔一七四六〕書写）・鶴見總持寺本（近世書写、松下圭道氏旧蔵本）などが挙げられる。

B 外題

第一冊・第二冊とも、表紙に題簽が貼られている。題簽は洗朱あるいは黄丹と見られる橙色系統の紙に、金箔を散らす。現在の題簽も、表紙と同じく修補の際に新添した後題簽と見られる。題簽に付された外題は以下のようになっている。

第一冊（上冊） 「瑩山和尚洞谷録上」

第二冊（下冊） 「瑩山和尚洞谷録下」

右のような外題は、ほかの諸写本には見出されず、松山寺本のみが付される外題である。おそらく、次に掲げる内題から採られたものであろう。一八世紀以降に書写された写本には、類似した外題として「瑩山和尚伝光録」というものが見出され、安政四年（一八五七）に仏洲仙英（一七九四～一八六四）が版行した刊本の外題も同じく「瑩山和尚伝光録」である。

C 内題

松山寺本では、表紙に続いて遊紙を一枚挟んでから本文が開始される。内題が付されるのは第一冊のみで、以下のようになっている。

紹瑾大和尚住能州洞谷山永光寺語録 侍者等編

この内題は、乾坤院本・長円寺本（寛永一四年～一六三七）書写・天林寺本（元禄九年～一六九六）頃書写・永平寺本と同じ内題である。

D 本文款式

本文の款式は、毎丁二行、一行三〇字前後で、丁ごとの行頭・行末を揃えるために、上下左右に墨界（縦三・五cm × 横一四・五cm）が引かれる。

本文の料紙は斐紙で、一丁ごとに生成り料紙と着色された裝飾料紙（黄・赤・茶・青など）が交互に用いられる⁴。裝飾料紙のうち、赤色の料紙については、上下左右の墨界ではなく行ごとに押界（白界）が引かれている。これは、書写の際に、界線と野線が引かれた下敷きを使用し、それを透かし見ることと料紙ごとの行を揃えていたが、赤の裝飾料紙は、色味の関係で、下敷きの野線を透かし見ることができなかつたため、押界を施すことで行を他の料紙と揃えた

ものと推察される。装飾料紙の色の排列には規則性はなく、青の装飾料紙は一枚しか使用されていない。本文料紙には虫損が認められ、破損部へ裏打ちがなされている箇所も存する。

装飾料紙が用いられた『伝光録』写本は、管見の限りでは松山寺本のほかには見出されない。この荘嚴のみによっても、松山寺においては、『伝光録』が曹洞宗の相承物として、非常に高い地位を有していたことが想定される。

なお、本文料紙は基本的には斐紙が用いられているが、上下冊の遊紙および、下冊の奥書が記される一丁は、楮紙が用いられており、修補の際に新添されたものと考えられる。

E 丁数・遊紙

第一冊 本文墨付・六六丁 遊紙・三丁 全六九丁

第二冊 本文墨付・六五丁 遊紙・一丁 全六六丁

第一冊・第二冊とも視認できる箇所丁付は無い。

F 奥書

第二冊六五丁に松山寺本を修補した経山海典（松山寺九世、？一七三〇）による奥書が二つ記されている。一つ目の奥書には、

当寺開山祝老和尚當時在世之際手書

永光第一祖瑩山禪師洞谷語録上下両

冊以及虫残破壊一日聞達

大檀貴林賢公之信威而將錦繡之帛紙

修補蔽飾況復表体造栗色塗梧桐方筐

為屋也今得修理檀護永伝当寺為重宝

也乱不許他方借失也

時正徳第四甲午歳子孟冬吉旦

見住松山典経山叟謹識

朱印「傳光之印」
(朱印)

朱印「補典」
(朱印)

とあり、正徳四年(一七二四)の修補の消息を伝えている。二つ目の奥書には、

当寺開山和尚真筆事此者非年代深遠

漸九十〇^年已往僧九十年後当寺校割牒記

載来誰以各住持之殊勝豈得容易讓他

手也

とあって、松山寺本の寺宝としての重要性を明らかにし、他者への譲与を禁じている。

G 収納箱

現在、松山寺本は収納箱に保管されているが、この収納箱は二重になっている。内箱(縦二九・〇cm×横二一・〇cm)は、梧桐に漆を塗装しており、F「奥書」の「栗色塗梧桐方筐」と一致する。したがって、内箱は正徳四年の修補において新添された箱であると見られる。内箱の表面には金泥でしたためられた銘文が存し、

瑩山和尚洞谷録 一冊

当寺開山祝老和尚真筆

とある。内箱を収める外箱(縦三一・〇cm×横二四・五cm)は、内箱が内寸に丁度収まるよう作製されているため、元来

は内箱のみであったところへ、新たに設けられたものと考えられる。外箱にも銘文が墨書されており、次のようにある。

当寺開山祝老和尚真筆

瑩山禪師洞谷録 二冊

松山寺常什物

外箱の作製時期は明らかでないが、近代以降に新添されたものと考えられる。

H 書写者・書写年代

松山寺本の書写者については、F「奥書」に掲出した松山寺九世・経山海典の奥書が唯一の手がかりとなる。奥書によれば、松山寺本は、同寺開山の融山泉祝⁵(?～一六二七)の真筆とされる。泉祝の真筆と伝えられるものは、管見の限りでは松山寺本以外には残されていないため、検証することそかなわなないものの、海典の奥書を見る限り、松山寺歴代住持によって護持されてきたと見て問題ないと思われる。すると、本資料は泉祝が松山寺開創以降に書写したものと考えられるが、松山寺の開創は慶長四年(一五九九)あるいは元和三年(一六一七)とされ、泉祝の示寂は寛永四年(一六二七)であることから、松山寺本の書写も、この期間に行われたものとなろう。

二、松山寺本『伝光録』の書写と伝承過程

松山寺本の書写者・融山泉祝(?～一六二七)は、威雲宗虎(一五二四～一六〇七)の法嗣で、通幻派天真下の法系に連なる人である。慧然義性(円通寺二七世、一六九二～一七六三)が撰述した『永谷列祖伝』「十三世融山祝禪師伝」(『統曹洞宗全書』寺誌・史伝所収)にしたがい、生涯を跡づけてみよう。泉祝は越前国に生まれ、一一歳で英林寺の龍億祖易

(?~一五六六)に投じて童行となり、一五歳で剃髪した。その後、東国へ行脚し、一九歳の時には龍穩寺や総寧寺の諸老宿へ参じ、この間に常州長徳院の芳猷(生卒年未詳)の会下において首座をつとめている。天正一八年(一五九〇)には、丹波円通寺の威雲宗虎(円通寺二世)に拝謁し、天真自性(?~一四二三)・英仲法俊(円通寺開山、一三四〇~一四一六)師資が契合に至った「千聖不携の旨」の機縁によって大悟し、宗虎の法を嗣いだ。その後、円通寺一三世として昇住し、まもなく越前普門寺へ転住した。慶長四年(一五九九)、加賀藩の重臣で加賀八家の横山長知(山城守、一五六八~一六四六)が建立した松山寺に拝請され、松山寺開山となっている。爾来、一〇余年の間、松山寺を董した後、金沢城外の融山院へ退隠し、寛永四年(一六二七)、八〇余歳で遷化したと伝えられる。

先述の通り、泉祝による松山寺本の書写は、松山寺晋董以後のことであると考えられる。『永谷列祖伝』では松山寺の開創は、慶長四年とされていたが、近世に加賀藩へ提出された「寺社由緒書上」の類では元和三年(一六一七)の開創とされる。これらの開創年代の差異をどのように理解すればよいか、いささか問題となろう。ここで、泉祝の隠棲地である融山院の開創年代を確認しておく、それは元和九年のことであったとされる。そして、『永谷列祖伝』においては、泉祝の松山寺住持期間が「十余年」(『続曹洞宗全書』寺誌・史伝、四四七)と述べられるが、慶長四年の開創とすれば、元和九年までの住持期間は二五年となり、元和三年の開創とすれば住持期間は七年となるため、いずれにしても『永谷列祖伝』所説の「十余年」という住持期間とは合致しない。『永谷列祖伝』は、義性が円通寺を董した元文四年(一七三九)から宝暦七年(一七五七)のあいだに撰述された伝記であるため(『曹洞宗全書』解題・索引、五九四頁)、その頃には、泉祝の詳細な伝が不明になっており、何らかの誤解や混乱が生じたものと推察される。管見の限りでは、ほかに松山寺開創の経緯を伝える文献が見当たらないため、ここでは、泉祝が松山寺へ拝請されたのが慶長四年のことで、そこから堂宇などの整備が開始され、大方の完成を見たのが元和三年のことであったと見ておきたい。

松山寺本の書写年代であるが、泉祝は元和九年に融山院へ退隠するため、それ以前に書写をしていたとも考えるこ

とができるが、それを実証することは現存資料からは困難であるため、松山寺本の書写は、泉祝が松山寺へ拝請された慶長四年が上限となり、泉祝が示寂した寛永四年が下限となる。

このように、慶長四年から寛永四年のあいだに書写されたと考えられる松山寺本は、歴代住持の相承物として、松山寺内の方丈や室中などで保管されていたものと見られるが、時間の経過とともに、虫損などの破損に冒されたようである。松山寺本の補修を発願したのは、松山寺九世の経山海典（?～一七三〇）で、海典の奥書によって、修補の経緯を知ることができる。以下に、F「奥書」に掲出した二つの奥書を書き下して引用してみよう。

〈奥書1〉

当寺開山祝老和尚、当時在世の際、永光第一祖瑩山禪師洞谷語録上下両冊を手づから書するも、以て虫残・破壊に及ぶ。一日、大檀貴林賢公の信威に聞達し、而して錦繡の帛紙を將つて修補・嚴飾せり。況に復た、表体もて栗色塗の梧桐の方筐を造りて屋と為せり。今、修理を得るに檀護して永く当寺に伝え、重宝と為すなり。乱りに他方へ借失するを許さず。

時正徳第四甲午歳孟冬吉旦（句読点は稿者、以下同）

〈奥書2〉

当寺開山和尚真筆の事、此れは年代深遠に非ずして、漸く九十年になんなんとす。已往の僧より九十年後に、当寺の校割牒に記載し來たる。誰れか各住持の殊勝を以て、豈に容易に他手に譲ることを得んや。

〈奥書1〉には、正徳四年（一七一四）一〇月に、海典が松山寺本を修補した過程が記されている。海典は虫損の生じていた松山寺本の現状を、大檀越の横山貴林（一六九五～一七四八）に告げ、貴林からの寄進を受けて修補し、あわせて梧桐に栗色塗を施した収納箱も作成し、松山寺の寺宝として珍襲することとなったとされる。修補には、「錦繡の帛紙」を用いたとされるが、これが現在の裂表紙を指している。ここから、修補前の松山寺本は、前後の表紙に大き

な破損が存したと推測され、原表紙はすべて取り除き、新たな裂表紙に装訂し直したと見られる。そして、本文料紙に目を移すと、虫損箇所裏打ちを施した箇所が確認されるものの、その数はきわめて少なく、裏打ちが施されていない虫損箇所が目立つ。これらの裏打ちがなされていない虫損箇所は、正徳四年の修補以後に生じたものと考えられる。

また、表紙や料紙を修復するためには、綴じ糸を解く必要があるが、綴じ直しの際に、現在のような、二本の糸を用いる康熙綴が採用されたと推察される。

〈奥書2〉は、〈奥書1〉を記した後に海典自身が書き加えたものと見られる。ここには、松山寺本を松山寺の校割帳に記載し、他者に譲渡することを禁じる旨が記されている。校割帳とは、住職の交代時に作成する寺院の財産目録であるが、校割帳に記載されるということは、松山寺本を室中の書として秘蔵するのではなく、寺院の公的な財産に指定することを意味している。海典は松山寺本を寺院の公的財産に指定することで、散佚を未然に防ごうとしたものと考えられる。しかし、『伝光録』は中世以来、幕末に至って仏洲仙英が刊行するまでは、秘書的性格を付与される場合が圧倒的であったため、松山寺本のように、『伝光録』が校割帳に記載され、寺院の公的財産に位置づけられるのは、きわめてまれな例であると言える。

松山寺本が現在まで伝来した背景には、以上のような海典・貴林の両者による正徳四年の修復事業や、松山寺本を寺院の公的財産に位置づけ、散佚を未然に防いだ海典の尽力によるところが大きいことが明らかであろう。

三、松山寺本『伝光録』の本文とその系統——とくに乾坤院本との関係をめぐって——

続いて、松山寺本の本文は、『伝光録』写本群のなかで、いかなる系統に属するのかを検討していこう。『伝光録』写本群の本文とその系統分類については、すでに田島毓堂氏の研究成果が存する¹⁰。しかし、後に述べるように、現存

する諸本の錯簡を検討する限りでは、田島氏の分類に若干の変更を加えた方が、より実態に近づくことができると思われる。そこで、松山寺本の本文を検討する前提として、田島氏の説に基づきつつ、稿者の考察を踏まえた諸本の分類を以下に掲げてみよう。¹¹

・古本系統

〈古本系A群〉……乾坤院本・長円寺本

〈古本系B群〉……松山寺本・永平寺本・河村孝道氏所蔵本・大昌寺本

〈古本系C群〉……龍門寺本・永光寺本・永沢寺本

〈古本系D群〉……西明寺本・天林寺本

・中間本系統（古本系統と流布本系統の中間に位置する本文を持つ写本群）

瑞泉寺本・永昌院本・東隆眞氏所蔵本・總持寺本・導故寺本・松源寺本・浄空院本

・流布本系統（仏洲仙英の開版本および仙英本と同系統の本文を持つ写本群）

可睡齋本・法正寺本・仙英本

・別本系統（いずれの系統にも分類されない本文を持つ写本）

山端昭道氏所蔵本

右の系統分類は、田島氏の説における「古本系統」に属する諸本の分類を一部変更したもので、「中間本系統」・「流布本系統」・「別本系統」は、すべて田島説を踏襲している。小稿の主題となる松山寺本は「古本系B群」に分類される。以下においては、松山寺本とその系統である「古本系B群」が、『伝光録』写本群の中において、いかなる位置に存するかを、項目に沿って検討していきたい。先行研究においては、「古本系A群・C群・D群」・「流布本系統」にまつわる成果は見出されるものの、「古本系B群」に関する言及は管見の限り見当たらないため、松山寺本が分類され

る「古本系B群」の本文に関する検討は、『伝光録』の文献学的研究という意味においても重要であると思われる。

編次

松山寺本の編次は上下二巻で、上巻は釈迦牟尼仏(首章)から神光慧可(第二九祖)までの一仏二九祖、下巻には鑑智僧璨(第三〇祖)から永平懷奘(第五二祖)までの二三祖が収録される。このような編次を有する『伝光録』写本はきわめて少なく、松山寺本と同じ編次を有するのは、稿者が閲覽し得た写本のなかでは、永平寺本のみが該当する。

『伝光録』の写本群を見ると、そのほとんどは五巻本であるが、少数ながら、一卷本(天林寺本)・三巻本(導故寺本)・四巻本(大昌寺本・永久文庫本・龍泉寺本)・六巻本(山端本)も存しており、さまざまな編次が存したことが知られる。

ただし、右に掲出した分類において「古本系統」のうち、「古本系A群・C群・D群」に属する写本は、天林寺本を除くすべての写本が五巻本として書写されていることから、成立当初の『伝光録』は五巻本として書写されていたと考えられるが、伝写の過程で、二巻本・三巻本・四巻本・六巻本といった、編次の変化が生じたものと推測される。

伝播当初の『伝光録』が五巻本であったとすれば、松山寺本の上下二巻という編次は何らかの特殊な意図に基づくものかという点、恐らくそうではないと思われる。「古本系統」の多くを占める五巻という編次は、各写本の丁数を見る限り、各巻に収録される祖師に特殊な意義を持たせるといふよりも、『伝光録』全体が五等分になる編次であるといえる。この点を念頭に松山寺本の墨付き丁数を見るならば、上巻が六六丁、下巻が六五丁となっており、松山寺本の編次は『伝光録』全体を二等分する編次であると考えられる。

ここで問題となるのは、松山寺本の親本となった写本も二巻本であったかということであるが、松山寺本は親本について述べることをしないため、不明であると言わざるを得ないが、親本が四巻本あるいは六巻本であった可能性も存することを指摘しておきたい。松山寺本と同一の編次を有するのは、先に述べた通り永平寺本のみであるが、山端

本と当闡本の編次を掲げると次のようになる。

山端本

- 第一卷 首章 〓 第九祖
- 第二卷 第一〇祖 〓 第一九祖
- 第三卷 第二〇祖 〓 第二九祖
- 第四卷 第三〇祖 〓 第三七祖
- 第五卷 第三八祖 〓 第四四祖
- 第六卷 第四五祖 〓 第五二祖

当闡本

- 第一卷 首章 〓 第一五祖
- 第二卷 第一六祖 〓 第二九祖
- 第三卷 第三〇祖 〓 第四一祖
- 第四卷 第四二祖 〓 第五二祖

興味深いことに、山端本と当闡本をそれぞれ前半と後半に二等分すると、いずれも前半が首章から第二九祖、後半が第三〇祖から第五二祖となり、松山寺本と同じ編次となるのである。これらの編次からは、松山寺本の親本が四巻本や六巻本であった可能性は否定できないであろう。

さらにまた、松山寺本が分類される「古本系B群」では、『伝光録』の編次として多数派に属する五巻本を採るのは河村本のみで、ほかは二巻本（松山寺本・永平寺本）、四巻本（大昌寺本）となっており、少数派の編次が多くなっている。松山寺本が近世初頭に書写されていることを勘案するならば、「古本系B群」の本文を有する『伝光録』写本では、松山寺本をさかのぼる中世の段階から、特殊な編次を採用し始めていたと見ても問題はないと考えられる。

続いて、松山寺本の錯簡について検討してみよう。つとに知られているように、『伝光録』の諸本には多くの錯簡が存する。錯簡が存することで、その写本の資料的価値が毀損されるかといえば、けっしてそうではない。写本間で錯簡を共有している場合には、その写本の成立年代を推定する貴重な指標となり得るとともに、写本の系統を分類するうえで、有益な情報を提供してくれるのである。

これまでの研究成果においても、諸写本の錯簡が指摘されてきたが、管見によれば、先行研究が指摘していない錯簡も見出されるため、いま一度、『伝光録』諸本に見出される錯簡を一覧にして、整理しておきたい。

- ① 「釈迦牟尼仏章」(首章)・「優波毘多章」(第四祖)・「伏駄密多章」(第九祖)間の錯簡
- ② 「婆須盤頭章」(第二祖)・「摩拏羅章」(第二祖)間の錯簡
- ③ 「梁山縁観章」(第四二祖)の「同安観志章」(第四一祖)への竄入
- ④ 「提多迦章」(第五祖)・「弥遮迦章」(第六祖)間の錯簡
- ⑤—a 「道元禪師章」(第五一祖)内の錯簡
- ⑤—b 「道元禪師章」(第五一祖)内の⑤—aよりも軽微な錯簡

『伝光録』には右に挙げた六種の錯簡や竄入が確認されるが、諸本が有する錯簡は本文系統によって大きく異なりを見せる。田島毓堂氏の成果によれば、右に挙げた錯簡は、ほとんどが「古本系統」に見出されるもので、「中間本系統」では錯簡が見出されず、「流布本系統」の写本においても、②が見出されるのみであることが報告されている。ここからは、「中間本系統」と「流布本系統」では錯簡の整理がかなり進められている状況が浮かび上がってくるであろう。そこで、「古本系統」の写本に焦点を絞り、錯簡の有無を一覧にすると、次頁の表のようになる¹⁶。

先に挙げた諸本の系統分類においては、「古本系統」の写本を「A群」から「D群」の四種に分類したが、これは、錯簡の共有状態にしたがって分類したものである。すなわち、①・②・③・⑤—aを共有する写本群が「古本系A群」

| | ⑤ b | ⑤ a | ④ | ③ | ② | ① | 錯簡 写本 | |
|--------------|-------------|-------------|---|---|---|---|----------|-------|
| | ○印…最上段の錯簡アリ | | ○ | | ○ | ○ | ○ | |
| 空欄…最上段の錯簡ナシ | | ○ | | ○ | ○ | ○ | 長 | 古本系B群 |
| 斜線…その部分の本文ナシ | ○ | | | ○ | ○ | ○ | 松 | |
| | ○ | | | ○ | ○ | ○ | 永 | |
| | ○ | | | ○ | ○ | | 河 | |
| | ○ | | | ○ | ○ | | 大 | 古本系C群 |
| | | | ○ | ○ | ○ | ○ | 龍 | |
| | | | ○ | ○ | ○ | ○ | 光 | |
| | | | ○ | ○ | ○ | ○ | 沢 | 古本系D群 |
| | | | / | / | ○ | / | 西 | |
| | | | | ○ | ○ | ○ | 天 | |

(表) 古本系統における『伝光録』の錯簡状況

(以下、A群)、①・②・③・⑤—bを共有する写本群が「古本系B群」(以下、B群)、①・②・③・④を共有する写本群が「古本系C群」(以下、C群)、①・②・③のみを共有するものが「古本系D群」(以下、D群)である。

まず、注目されるのは、「古本系統」全体を見ると、①・②・③の錯簡を共有している点である(河村本・大昌寺本を除く)。田島氏は『伝光録』の諸本は、字句の異同こそあれ、いずれも一つの祖本をもとにしていると推定しているが、稿者もこの意見に同調するものである。錯簡の共有具合を見る限りでは、原型となった写本において、すでに①・②・③の錯簡が生じていたと考えられよう。¹⁷⁾ さらに踏み込むならば、『伝光録』を抄出し、和漢混交文を漢文へ復元した『正法眼蔵仏祖悟則』(二三六六〜九九九の間に成立)では、「古本系統」のすべてが共有する③を、錯簡の生じていない

正文の状態で漢文へ復元しており、ここからは、現存写本の祖本から、時代をさらにさかのぼる一本が存したと想定され得るとともに、この一本には、いまだ錯簡などが生じていなかったと推測される。

ただし、「B群」のなかで書写年代の下る、河村本・大昌寺本（両者とも一八世紀後半以降の書写）では、①の錯簡を共有していないが、これは伝写のいずれかの段階で修正されたものと見て良いだろう。「中間本系統」では、「古本系統」に見られる錯簡がすべて修正されるが、「中間本系統」で最古の瑞泉寺本は、延享二年（一七四五）の写本であるため、瑞泉寺本よりも書写がやや遅れる河村本・大昌寺本で①が修正されていると、時代的な齟齬はないと思われる。さて、本文系統を判断するうえで重要になってくるのが、④と⑤—a・⑤—bの錯簡である。まず、④から検討していくと、④は「C群」のみが共有する錯簡であり、「C群」系写本に至って生じた新たな錯簡と見て差し支えないだろう。永光寺本と永沢寺本は龍門寺本を親本として書写されたことが指摘されているが（田島論文^a参照）、錯簡の共有具合からも、これら三本の親子関係をうかがい知ることができる。

続いて、⑤—a・⑤—bであるが、表に示した通り、⑤—aは「A群」のみが共有する錯簡で、⑤—bは「B群」のみに見られる錯簡である。重要なのは、⑤—aと⑤—bは、非常に緊密な関係にある錯簡ということである。両者はいずれも「道元禪師章」内の錯簡であるが、偶然同じ章に生じた別個の錯簡ではない。具体的に述べるならば、⑤—bは、⑤—aを修正しようと試みたものの、不完全な修正に留まったために残された錯簡なのである。ここからは、「A群」と「B群」の本文は、非常に近い距離にあることが推測されるが、以下において、より詳細に検討してみよう。

『伝光録』では、各章を「本則」（祖師が開悟に至った問答や機縁）・「機縁」（祖師の伝記）・「拈提」（登山禪師による評釈）・「頌古」（章の内容をしめくくる偈頌）に分類することができるが、「A群」に見られる⑤—aでは、「本則」の末尾に錯簡が生じ、そこから「機縁」の途中へと文章が飛んでいる。錯簡がすべて修正された仙英本と上下に比較して示すと、次のようになる。

乾坤院本 (⑤— a 該当箇所)

……時^ニ福^ニ劔^ノ平^ノ侍^者ト 正^ニ云^ニ吾^ノ宗^ノ至^ニ極^ノ今^ニ汝^ガ疑^カ処^{ナリ}①
 ……淨^ニ慈^ノ淨^ノ和^ノ尚^ノ天^ノ童^ニ主^トナリ 来^リ即^チ有^ル縁^ノ宿^ノ契^{アリト} 思^フテ^ニ參^ルテ^ニ
 疑^フ尋^ニ最^ニ初^ニ鋒^ヲ折^ル因^ニ云^フテ^ニ非^ニ細^也外^ノ国^ノ人^ノ得^ル恁^ル地^{ナリ}②
 淨^云此^中ニ^ニ幾^カ拳^ヲ頭^ヲ喫^ル 脱^レ落^ル雅^ノ容^又霽^ル靈^ス師^諱ヘ^道元^ニ
 ……後^ニ三^ノ井^ノ公^胤僧^正同^又外^ノ叔^時明^匠世^ニ井^{ナリ}因^テ
 テ^宗ノ^大事^ヲ尋^ニ公^胤僧^師資^ノ儀^ト委^悉ニ^參④
 (曹洞宗宗宝影印行会編『乾坤院本』『伝光録』、教行社、
 一九九四年、正巻・九二丁表〜九四丁裏、以下、乾坤院
 本からの引用は本書により、巻と丁数のみを示す。なお、
 「シテ」や「コト」を示す合字は、読み方にしたがつて開
 らせて示し、旧字は新字体に改めた、以下同)。

上段に示した乾坤院本 (A群) では、傍線①と二重傍線②の間に、錯簡によって波線③が挿入されており、文章として混乱が生じている。しかし、それぞれを番号順に並べ直して読んでみると、下段に示した仙英本などの錯簡がな
 らず「道元禪師章」とほぼ同様の文章となる。

続いて、「B群」のみに見られる⑤— bは、どのような錯簡であるのかを確認しておこう。⑤— aとの相違が明瞭に

仙英本 (流布本系統)

……時^ニ福^州ノ^広平^ノ侍^者ト 曰^ク外^ノ国^ノ人^ノ得^ル恁^ル地^{ナリ}非^ニ
 ……細^ニ事^ニ淨^曰此^中ニ^ニ幾^カ拳^ヲ頭^ヲ喫^ル 脱^レ落^ル雅^ノ容^又霽^ル靈^ス師^諱ヘ^道元^ニ
 ……後^ニ三^ノ井^ノ公^胤僧^正同^又外^ノ叔^時明^匠世^ニ井^{ナリ}因^テ
 示^{シテ}曰^ク吾^ノ宗^ノ至^ニ極^ノイ^マ汝^ガ疑^カ処^{ナリ}……淨^ニ慈^ノ淨^ノ和^ノ尚^ノ
 天^ノ童^ニ主^トナリ 来^リ即^チ有^ル縁^ノ宿^ノ契^{アリト}オ^モヒ^參ジ
 テ^ウタ^ガヒ^ヲタ^ツ子^最初^ニホ^コサ^キヲ^オル^因テ^師④
 資^ノ儀^トス^委悉^ニ參^{セント}シ^テ……(坤巻・一四二丁
 裏〜一四五丁裏)。

なるよう、上段に松山寺本（B群）、下段に乾坤院本（A群）を配して示そう。

松山寺本（⑤—b 該当箇所）

……時^①福州ノ平侍者^A云外国人得^ニ恁^一広地^②師^③諱^④道元
 ……後^ニ三井寺ノ公胤僧^ト正同又外叔ナリ時^①明匠也世^②
 ……無^レ双因テ宗ノ大事ヲ尋^ニ師資ノ儀ヲナス^③公胤僧^④正示^⑤
 云吾宗ノ至極今汝カ疑処ナシ……淨慈淨和尚天童^①移^②
 リテ主タリ即有縁宿契ナリト思テ参^③疑ヲ決ス最初^④
 鋒^⑤折ル因^⑥広平侍者^⑦云者アツテ云非細也外国人^⑧
 得^ニ恁^一広地^⑨淨云此中ニ幾カ拳頭ヲ喫スル脱落雍容又^⑩
 霹靂ス^⑪師委悉^⑫参ントシテ……（下冊・五二丁裏く
 五四丁表）。

乾坤院本（⑤—a 該当箇所）

……時^①福^②勿^③平侍者^④正云吾宗ノ至極今汝^⑤疑処^⑥
 ……淨慈淨和尚天童^⑦主^⑧来即有縁宿契^⑨思^⑩参^⑪
 疑ヲ尋最初^⑫鋒折ル因^⑬云^⑭非細也外国人得^ニ恁^一広地^⑮
 淨云此中ニ幾カ拳頭ヲ喫^⑯脱落雍容又霹靂^⑰師諱^⑱道元^⑲
 ……後^ニ三井ノ公胤僧^ト正同又外叔ナリ時^⑳明匠世^㉑并^㉒因^㉓
 テ宗ノ大事ヲ尋^㉔公胤僧^㉕師資ノ儀^㉖委悉^㉗参^㉘トシテ……
 （正巻・九二丁表く九四丁裏）。

⑤—bは、やや複雑な構造となっている。松山寺本の流れに沿って順に確認していくと、松山寺本の傍線①に続く箇所（文字囲みA）では、如浄の侍者である平侍者（広平侍者）の言葉として、「云外国人得恁広地」という一節が記されているが、これは、乾坤院本の二重傍線②にある「云非細也外国人得恁広地」の一部であろうが、非常に中途半端な形になってしまっている。ともあれ、松山寺本では、ここで「本則」部が終わることになる。

松山寺本の「師諱道元」から始まる二重傍線②は、「機縁」の冒頭の文章であり、乾坤院本での錯簡が修正され、

本来あるべき位置に戻っていると考える。しかし、二重傍線②末尾の、「師資儀ヲナス」(文字囲みB)は、ここにあるべき一節ではない。道元禪師が師資の儀を取ったのは、公胤ではなく、如浄であることから明らかなように、この一節は、乾坤院本や仙英本のように、如浄と初相見した箇所(破線部④冒頭)にあるべき一節である。しかし、この齟齬は非常に重要な示唆を与えてくれる。「B群」における、「師資儀ヲナス」が存する箇所は、ちょうど乾坤院本の錯簡部分に該当するのである。その部分だけを抽出してみると、

松山寺本(「B群」)

因テ宗、大事ヲ尋②師資儀ヲナス③公胤僧正示云……

乾坤院本(「A群」)

因テ宗、大事ヲ尋②公胤僧師資儀④……

となる。この箇所は、乾坤院本では②↓④という錯簡部に該当しており、松山寺本では②↓③となつて、錯簡が修正され、本来の文章となっている。しかし、錯簡が修正されているにも拘わらず、「師資儀ヲナス」という一節が存しているのは、次のような過程が存したと推測される。すなわち、「B群」では、「A群」の錯簡を修正する際に、「師資ノ儀ヲナス」(破線部④冒頭)も、二重傍線②の一節であると誤解し、元の位置に戻そうとした。しかし、語順をそのままに錯簡を修正すると、「……因テ宗、大事ヲ尋公胤僧師資儀ヲナス正示云……」となり、意味を取ることが出来ない。語順の変更という処理を施した。そのため、右のような齟齬が生じたものと推測される。松山寺本における齟齬が生じている部分は、送り仮名や活用語尾を補って読むと、

因りて宗の大事を尋ね、師資の儀をなす。公胤僧正示して云く……

となり、前後の文脈を考慮しなければ、それほど違和感なく読むことができってしまうのである。

そして、「B群」における語順変更が加えられた痕跡は、次の箇所からも見出すことができる。松山寺本の破線④の冒頭は、

松山寺本（「B群」）

……師委悉^④參^④ントシテ……

乾坤院本（「A群」）

……師資儀^④委悉^④參^④ントシテ……

となっていて、冒頭の「師」字のみ残されているものの、残りの「資儀^{トス}」という部分が削除されているのである。このように見ると、「B群」における齟齬は、「A群」の錯簡を修正しようとしなければ生じ得ない齟齬であると言えるであろう。

続きを検討していくと、松山寺本では、乾坤院本と同じく波線部③↓破線部④への接続箇所にも、二重傍線部②の一部が挿入されており、錯簡が生じている。これは乾坤院本と軌を一にするものと言えるが、ここにおいても、松山寺本では錯簡箇所の冒頭に「広平侍者^ト」（文字囲みC）という乾坤院本には存しない一句が挿入されている。この一節は、「B群」では錯簡と見なされず、発話者を明確にするために、「広平侍者^ト」という一句を添加したものと推察される。「A群」においては、広平侍者は「平侍者」（「如浄章」・「道元禪師章」としか表記されなかったため、「B群」では、『三大尊行状記』や『仏祖正伝菩薩戒作法』などの「広平侍者」という表記に依拠して補足したものと考えられる。

以上の錯簡⑤―a・⑤―bの検討からは、松山寺本をはじめとする「B群」の本文については、次のように言うことができる。

「B群」には、「A群」に存した「道元禪師章」の錯簡（⑤―a）を修正しようとした痕跡が明らかに認められる。し

かし、「B群」では何らかの誤解からか、語順の変更が行われたり、本来は錯簡である箇所が錯簡と認識されていないなど、修正が不完全であることもまた明らかである。しかしながら、このような「B群」のみに見られる特有の現象（錯簡⑤―b）は、「B群」の本文が「A群」に直接的に由来することを物語っており、きわめて重要である。

したがって、「B群」の本文は、「C群」や「D群」以上に、「A群」と近い本文系統であると見て問題ないであろう。¹⁹

本文表記法の特徴

松山寺本をはじめとする「B群」は、乾坤院本を含む「A群」に直接的に由来する系統の写本と位置づけられるわけであるが、それは錯簡箇所以外の本文を比較しても、「A群」の本文に基づくことは明らかである。しかしながら、松山寺本の本文は「A群」に基づいてはいるものの、種々の相違点が見出されることもまた事実である。ここでは、松山寺本の本文表記法の特徴に関して、「A群」の乾坤院本と対照しながら検討してみたい。

まず挙げられるのは、乾坤院本では片仮名書きであったものを、漢字あるいは漢語的語序に修正するという傾向が顕著な点である。例を挙げはじめると枚挙にいとまがないが、「如浄章」・「道元禅師章」から見出される事例の一部を列挙すると次のようになる。

| | | | |
|--------------|---------------------------------------|-------------|------------|
| 乾坤院本（「A群」） | 松山寺本（「B群」） | 乾坤院本（「A群」） | 松山寺本（「B群」） |
| 未云エス（八八丁裏） | 未 _二 道得 _一 （五〇丁表） | イヒヲワリ（八九丁表） | 云畢リ（五〇丁裏） |
| アイタカラス（八九丁表） | 不 _二 相語 _一 （五〇丁裏） | フリ々々（九〇丁裏） | 時々（五一丁裏） |
| ウル（九六丁裏など） | 得（五六丁裏など） | タメ（九四丁裏） | 為（五三丁表） |

松山寺本における片仮名から漢字あるいは漢語的語序への変更は、恐らくは読解の便を図ったものと考えられる。また、右の例のうち、「ウル」↓「得」や「ヘサルニ」↓「不_{ルニ}経」は、「道元禪師章」において『正法眼蔵』『嗣書』巻が引用される箇所であるが、『正法眼蔵』の各写本においても該当箇所がそれぞれ「得」・「不経」となっており、何らかの典籍を参考にした可能性も存するが、必ずしも一致しない箇所もあるため、断定することは控えておく。そして、松山寺本のもう一つの特徴として、例はわずかではあるものの、灯史からの微細な増広が確認される。例えば、「慧能章」の「本則」は、

松山寺本〔B群〕

乾坤院本〔A群〕

仙英本〔流布本〕

| | | | |
|-------------------------------|------------------------|----------------------------------|--|
| ヒソカニ(九四丁表) | 潜 _ニ (五三丁表) | ヘサルニ(九七丁表) | 不 _{ルニ} 経(五六丁表) |
| カナワス(九八丁表) | 不 _レ 契(五六丁裏) | ナリ(九三丁裏など) | 也(五二丁裏など) |
| ナカレ(二〇〇丁表) | 莫 _レ (五八丁表) | ヤウヤク(九八丁表) | 漸ク(五六丁裏) |
| コト(九八丁裏) | 毎(五七丁表) | マテ(九八丁裏) | 迨(五七丁表) |
| ヲコタル(九八丁裏) | 怠(五七丁表) | イワユル(九六丁表など) | 所謂(五五丁表など) |
| アマ子ク(九九丁裏) | 普ク(五七丁裏) | カクス(九九丁裏) | 蔵ス(五八丁表) |
| ノコサス(九九丁裏) | 不 _レ 残(五八丁表) | カタシケナク(九五丁表) | 忝ク(五四丁裏) |
| 未 _レ タアラタマラス(二〇〇丁表) | 未 _レ 改(五八丁表) | 未 _レ タ身心ヲモヌケスンハ(二〇〇丁表) | 未 _レ 脱 _ニ 身心 _ヲ (五八丁表) |

第三十三祖大鑑禪師黃梅ノ確坊ニア
リテ服勞ス大満有時夜間ニ確坊ニ入テ
示云米白也師云シロマレトモ未_{コト}
節アリ満杖ヲ以テ臼ヲ打_{コト}二三下師_ニ簸_レ
米ヲヒルコト三度ニ鼓_ニ入室_ス（下
冊・六丁表）。

第卅三祖大鑑禪師黃梅確坊ニアリ
テ服勞ス大満有時夜間ニ確坊ニ入テ
示曰米シロマリシヤ師云シロマレ
ルトモ未ヒサルコトアリ満杖以ウ
スヲ打_{コト}三度ス師ミノ米ヲ以三度ヒ
テ入室_ス（正卷・二八丁表）。

第三十三祖大鑑禪師^ハ在_ニテ黃梅ノ確
坊ニ服勞ス大満禪師有_ル時夜間ニ入_ニ
確坊ニ示_シテ曰米白也師曰臼_{マレトモ未_{コト}}
有_レ節_ニ在_リ満以_テ杖ヲ打_レコト臼_ヲ打_{コト}三下_ス
師以_ニ箕_ノ米_ニ三_ヒ簸_テ入室_ス（坤卷・
八七丁表ノ裏）。

となつてゐる。松山寺本の傍線を付した「三鼓_ニ」という語は、「B群」には共通して見られるものの、乾坤院本や仙英本には見られないものである。²⁰ 慧能の具体的な入室時刻を示すのは、『五灯会元』卷一「大満弘忍章」（椎名宏雄編『五山版中国禅籍叢刊』第二卷、臨川書店、二〇一四年、二六頁）のみであることから、松山寺本をはじめとする「B群」では、『五灯会元』を参照して増広したことが知られる。しかし、松山寺本に見られる増広というのは、このような灯史からの補足とも言うべき程度の微細な増広のみで、仙英本などの「流布本系統」に見られるような、灯史を典拠とする本文の大幅な改変は見出されない。²¹

偈頌の直前に付される「着」字

最後に、諸写本の中でも松山寺本のみに見られる特徴を記しておきたい。『伝光録』各章の末尾には、章の内容を踏まえた瑩山禪師の偈頌（頌古）が示されるが、松山寺本では、ほぼすべての章において、偈頌の直前に「着」字あるいは「著」字が付される。たとえば、松山寺本では「薬山惟儼章」の末尾が、

且如何此道理ヲ注却_シ来_シ 着 那人活鱖々平常 喚作揚眉瞬目人（下冊・八丁裏）。

となっており、「拈提」と「頌古」を接続する位置に「着」字が付されている。他本において、「拈提」と「偈頌」の間に何らかの語句が置かれる例としては、「雲居道膺章」が挙げられる。乾坤院本には、

今日又如何ナニ言アリテカ此因縁ヲ識破シ得リトカセン又聞ク思フ 良久云

名杖從來不帶來 説何向上及向下ツカ（正卷・五六丁裏）

とあり、「拈提」と「頌古」の間に「良久云」が置かれている。松山寺本においても、「雲居道膺章」の同箇所は「良久云」となっており、松山寺本では、「雲居道膺章」を参考に、各章の「拈提」と「頌古」を明確に区別するため、一句を置いたものと考えられる。このような例は、松山寺本にのみ見られるものである。

四、小結——松山寺本『伝光録』の資料的価値——

ここまで、松山寺本の特徴や本文系統について論じてきたが、やや雑駁になってしまったので、簡単にまとめておきた。

慶長四年（一五九九）から寛永四年（一六二七）の間という松山寺本の書写年次は、中世に書写された乾坤院本・龍門寺本に次ぐもので、現存写本の中では三番目に古い年次である。

松山寺本の本文は「古本系統」の「古本系B群」に分類されるが、「古本系B群」では、「古本系統」全体に見られる錯簡①・②・③を共有するとともに、「古本系A群」における「道元禪師章」の錯簡⑤（a）を不完全に修正した錯簡⑤（b）が存しており、ここから、「古本系B群」は「古本系A群」に直接由来する本文であることが判明する。翻って考えるならば、「古本系B群」は錯簡⑤（a）を共有しない「古本系C群」や「古本系D群」とは系統をやや異にすることとなる。これらを踏まえて、「古本系統」に属する『伝光録』写本の本文系統を示すならば、本文末尾の

図のようになる。²³ このように、松山寺本の本文を検討することにより、『伝光録』写本のうち、「古本系統」写本全体のおおよその見取り図を得ることが可能となった。

『伝光録』の定本作成を視野に含めるならば、松山寺本を含む「古本系B群」は「古本系A群」と非常に近い関係性にあるため、重要な校訂資料ともなり得ると考えられる。

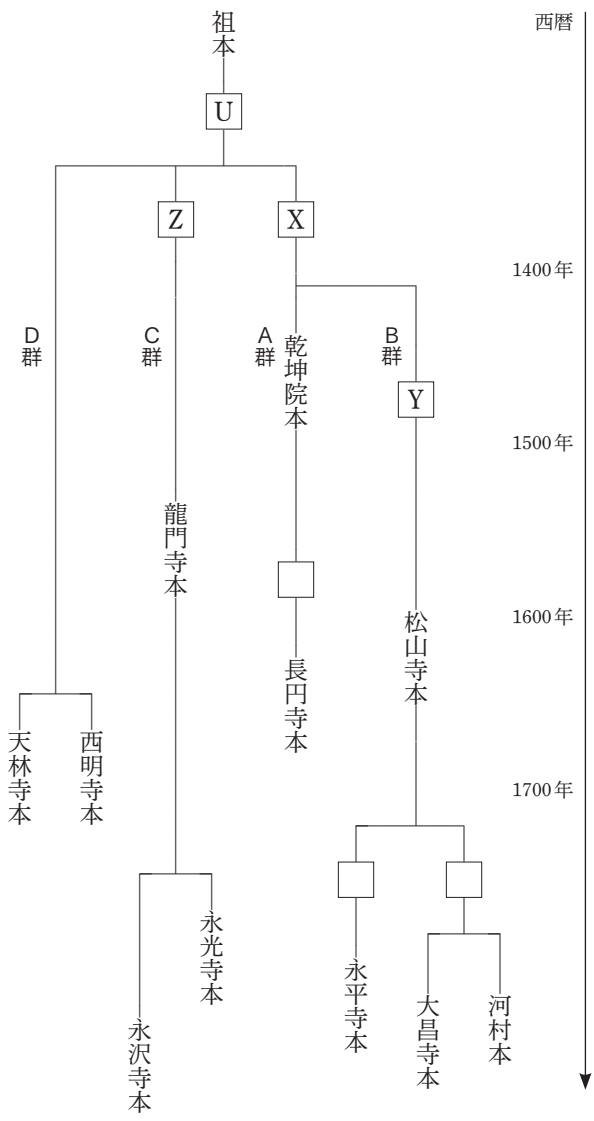
また、松山寺本の装訂には装飾料紙や裂表紙が使用されていることを述べたが、裂表紙の使用例は他の『伝光録』写本にも見受けられるものの、装飾料紙による荘厳例というのは、現存写本中、松山寺本にのみ確認されるもので、『伝光録』の伝播史や、中近世の曹洞宗における相承物の文化史を考慮するうえでも、非常に貴重な遺品といえることができる。²⁴

そして、松山寺本を修補した経山海典の奥書には、松山寺本を校割帳に記載することが明記されていたが、かかる海典の決断は、『伝光録』を寺院の公共財産として位置づけることを意味している。仙英本が開版される幕末に至るまで、『伝光録』は秘書としての性格を付与されることがもつぱらであったことを考慮するならば、松山寺本は『伝光録』という祖録を、秘書から公的財産へと解放した嚆矢に位置づけることも可能であろう。

以上、松山寺本について、書誌・本文系統・伝播史を視点として若干の考察を試みたが、いずれの点からしても松山寺本の資料的価値はきわめて高いと考えられる。

【附記】 貴重な資料の閲覧・撮影・翻刻を許可してくださいました、松山寺ご住職・川端孝法老師に、この場をお借りして厚くお礼申し上げます。

U .. 錯簡①・②・③を有する写本 X .. 錯簡①・②・③・⑤ | a を有する写本
 Y .. 錯簡①・②・③・⑤ | b を有する写本 (⑤ | a の修正が不十分) Z .. 錯簡①・②・③・④を有する写本
 無印の□ .. 同系統の本文を有するが、直前の写本と少なくとも一本以上を隔てていることを示す
 〈キーワード〉 瑩山紹瑾・『伝光録』・校割帳・曹洞宗・禅宗史



古本系統における『伝光録』の本文系統

注記

1 稿者は、平成三〇年度・令和元年度の鶴見大学仏教文化研究所の學術調査に同行し、松山寺本『伝光録』をはじめとする松山寺所蔵の聖教を閲覽・撮影する機会を得た。

2 横関了胤『伝光録詳解——異文対拳出典遡考——』（仏教社、一九四〇年、三〇四頁）、永久岳水『伝光録物語——伝光録参究の手引——』（鴻盟社、一九六五年、一三六〜三八頁）など。また、鶴見大学仏教文化研究所が平成三〇年に松山寺で行った學術調査報告が、尾崎正善「石川県松山寺・總持寺祖院調査報告——平成三十年年度研究調査報告——」（『鶴見大学仏教文化研究所紀要』二四、二〇一九年）においてなされている。

3 わが国における袋綴装本は、通常一本の糸によって綴じられる。二本の糸で綴じるといふのは、中国における袋綴の手法で、康熙綴（綴じ穴が六つ）の典籍などは、細糸二本で綴じられることが多い。康熙綴とは、清の康熙年間（一六六二〜一七二二）に流行したとされる綴じ方で、本書も康熙綴の影響を受けたものと考えられる。稀に、生成り料紙が連続する箇所も見出される。生成り料紙が連続するのは、上冊の九・一〇丁、二〇・二一丁、三一・三二丁、四二・四三丁、五三・五四丁、下冊の三四・三五丁、四一・四二丁、五二・五三丁、五七・五八丁である。

5 泉祝が示寂した寛永四年二月五日は、西暦では一六二八年一月一日となるが、小稿では混乱を防ぐため、和暦を優先し、寛永四年は西暦一六二七年として表記を統一する。

6 たとえば、貞享二年（一六八五）に作成された『貞享二年寺社由緒書上』には、

一、当寺開闢者、融山和尚元和三年檀越横山々城守居屋敷被致拜領寺建立御座候。至当年六拾九年罷成申候。

金沢八坂曹洞宗 松山寺格安

貞享貳年丑五月十六日（金沢大学法文学部内日本海文化研究室編『加能寺社由来』上巻〈『日本海文化叢書』

第一巻〉、石川県図書館協会、一九七四年、二四八頁）

とあり、享保年中（一七一六〜三三〇）から文化三年（一八〇六）の間の成立したと考えられる『三州寺号帳』には、

元和三横山々城守屋敷ニ寺建立 金沢八坂拜領地 松山寺（『加能寺社由来』上巻、四頁）

とあって、いづれも松山寺の建立は元和三年とされている。

7 融山院については、『貞享二年寺社由緒書上』に、

一 当院開闢者、元和九年当年迄六拾三年罷成候。当院開山融山長老当所松山寺居住仕、則横山古左衛門下屋敷（註）隱居仕申候。当御代寛文七年先住州屋長老野田寺町而居屋敷七百八拾四歩致拜領罷有申候。

金沢野田寺町曹洞宗 融山院 三英

貞享貳年丑七月七日（『加能寺社由来』上巻、二四二頁）

とあり、『三州寺号帳』にも、

元和九開闢。横山左衛門下屋敷、寛文七今ノ地拜領 金沢野田寺町拜領地 融山院（『加能寺社由来』上巻、四頁）

とあるため、元和九年の開創と見て問題ないと思われる。

8 松田文雄「『伝光録』異本校合の序章」（『駒澤大学文学部研究紀要』四一、一九八三年）や東隆眞「『伝光録』の成立（五）」（『駒沢女子短期大学研究紀要』一九、一九八六年）に紹介されている『伝光録』諸写本のうち、『伝光録』を秘書として扱うべき旨が奥書等に明記されている写本は、長田寺本・天林寺本をはじめ、八本を数えることができ、列挙すると以下ようになる。

長田寺本（寛永一四年（一六三七）書写）奥書

右此本瑩山和尚、灯録・普灯・宝林伝・伝法正宗記・広灯録・聯灯・続灯抜出、又ハ瑩山和尚之語添テ録畢ス。

瑞雲山本光禪寺現住之暉堂宋恵、於三州菟屋、時寛永拾四丁丑季春仲春仲壹宣、此秘録書認歟。

勅特賜 暉堂宋恵頭陀、書之(『伝光録』異本校合の序章)一四九〜五〇頁)

天林寺本(元禄九年(一六九六)書写)「投子義青章」末尾

当山住持於室中看徳納得也。雖_レ為_二近左右侍者_一不_レ及_二看見_一也。猶又他見借用隨身弟子等不見也(『伝光録』異本校合の序章)一五〇頁)。

永平寺本(延享三年(一七四七)書写)

久秘在楢樹林中(『伝光録』の成立(五)「一一頁」)。

山端昭道氏所蔵本(宝曆七年(一七五七)書写か)奥書

室中秘書都合三卷(『伝光録』の成立(五)「一一頁」)

永昌院本(明和四年(一七六七)書写)・東隆眞氏所蔵本(寛政五年(一七九三)・文化二年(一八〇五)書写)・導
故寺本(書写年時不詳)・松源寺本(同上)末尾

總持ノ秘庫ヨリ出ツ……宇治興聖寺室中ニ秘在セン(『伝光録』の成立(五)「一一頁」)

これらのほか、永禄一〇年(一五六七)に徳崑春播(？〜一五九一)が記した龍門寺本の収納箱銘文にも、「尽末
来靈岩室中容易仁不_レ可_レ出」(拙稿「翻刻龍門寺所蔵『正法眼蔵仏祖悟則』」、『駒澤大学大学院仏教学研究會年報』五一、
二〇一八年、七一頁)という一文が見出され、中世より秘書的性格が付与されていたことが知られる。

9 松山寺の校割帳は現存しないため、確認することはできないが、『伝光録』が校割帳に記載された例として、
永平寺本を挙げることができる。文政元年(一八一八)に作成された『校割帳 監院寮』には、「一、瑩山和尚伝

- 光録 二卷」(『永平寺史料全書』文書編第三卷、吉川弘文館、二〇一八年、三四四頁)とあり、永平寺本『伝光録』が「玉庫二之笈」に収蔵されていたことが知られる。
- 10 田島毓堂「伝光録諸本文の研究(二)」(『印度学仏教学研究』三四―二、一九八六年、以下、田島論文 α)・同「伝光録諸本文の研究(二)」―西明寺本の意義と位置、つけ―」(『宗学研究』二八、一九八六年、以下、田島論文 β)・同「伝光録諸本文の研究(三)」―乾坤院本と長円寺の関係―」(『印度学仏教学研究』三六―一、一九八七年、以下、田島論文 γ)。
- 11 それぞれの系統における写本は、書写年代順に示した。なお、以下の分類には、田島氏が未検討の写本は含まれていない。現在確認されている三一本の写本については、東隆眞『大昌寺本伝光録』(権現山大昌寺、一九九一年)に詳しく。
- 12 「古本系A群・C群・D群」については、田島論文 α ・ β ・ γ を参照。「流布本系統」については、山端昭道「『伝光録』仙英本について」(『印度学仏教学研究』一九―二、一九七一年)・同「『伝光録』仙英本と可睡齋蔵本について」(『宗学研究』一三、一九七一年)を参照。
- 13 乾坤院本は、現存形態が上下二冊であるため、二巻本のようにも見えるが、これは元来五巻本であったものを、近世に行われた修補の際に、第一巻と第二巻を上巻に、第三巻から第五巻を下巻に再編集し、現行の二冊本となったことが明らかにされている(川口高風「乾坤院本『伝光録』は五冊本であった」、『宗学研究』三二、一九八九年)。また、西明寺本は現存三冊(巻二・三・五)であるが、第二巻に第一一祖と第二一祖、第三巻に第二二祖と第三三祖、第五巻に第四五祖と第五二祖が収録されることから(田島論文 β 参照)、現存しない第一巻に首章と第一〇祖、第四巻に第三四祖と第四四祖までが収録されていたと推察され、西明寺本も乾坤院本と同様、元来は五巻本であったと見て差し支えないと思われる。

14 当闡本は江音寺(徳島県海部郡)から発見された写本で、書写者は当闡(生卒年未詳)、書写年次は文化十一年(二八一四)五月と伝えられる。当闡本は現在では所在不明となっているが、横関氏注(2)書において対校本として使用されており、簡略な書誌も同書(四頁)に記載されている。

15 『伝光録』の錯簡については、田島論文β(六八頁)や永久氏注(2)書(一一八〜二五頁)において指摘されているが、いずれも右に掲げた①・②・③・⑤—aを指摘するのみで、④と⑤—bについては言及されない。また、ある一写本に独自の錯簡が生じている場合も散見されるが、そのような錯簡は、祖本や親本の段階では生じておらず、書写の過程で新たに生じたものと考えられ、本文系統の判断には適していないため、煩瑣となることを恐れて省略した。参考のために一例を挙げておくと、永平寺本では、「如浄章」の本文が「道元禪師章」へ竄入しているが、これは永平寺本のみに見られる錯簡である。

16 表の作成にあたっては、田島論文βを参考にした。

17 田島氏は、時代が下るとともに錯簡現象が修正される傾向にあることから、祖本の段階で①・②・③・⑤—aが生じていたとする(田島論文β、六九頁)。しかし、「C群」では、「A・B・D群」には見られない④の錯簡が生じている(田島氏は④を考慮していない)。これは「C群」系写本に至って、新たに生じた錯簡と考えるべきであろう。この点からすると、必ずしも祖本の段階で、「A群」のみに見られる⑤—aが生じていた蓋然性はそれほど高くなく、「古本系統」が書写される過程で、新たに錯簡が生じることもあったと想定して問題ないと思われる。この点については、宮崎展昌氏よりご教示いただいた。

18 『正法眼蔵仏祖悟則』については、拙稿「龍門寺所蔵『正法眼蔵仏祖悟則』の資料的価値(一)——『伝光録』・『仏祖正伝記』との関係を中心に——」(『駒澤大学仏教学部論集』四八、二〇一七年)・同「龍門寺所蔵『正法眼蔵仏祖悟則』の資料的価値(二)——道元禪師・瑩山禪師の悟則を中心として——」(『駒澤大学禅研究所年報』二九、二〇

- 一七年）・同『正法眼蔵仏祖悟則』・古写本『伝光録』（乾坤院本・龍門寺本）対照表」（『曹洞宗研究員研究紀要』四九、二〇一九年）および注（8）拙稿を参照。
- 19 横関了胤氏は、松山寺本を「大乘寺本を伝写したもの」（横関氏注（2）書、三頁）としているが、大乘寺本は仙英本の底本となった写本であるため、錯簡などの存しない本文を有していたと考えられる。したがって、乾坤院本と同様の錯簡を有する松山寺本が、「大乘寺本を伝写した」ということはあり得ないと見なくてはならないであろう。
- 20 横関了胤氏によれば、当闡本も「B群」と同一の本則とされる（横関氏注（2）書、九三頁）。ここからは、当闡本も「B群」と同じ本文系統であったことが推測される。
- 21 「流布本系統」の諸本において、灯史に基づいた大幅な増広や本文の更改がなされている点については、山端氏注（12）一九七一年論文参照。
- 22 偈頌の直前に「着」や「著」以外の語が付されるのは、商那和修章の「云」、龍樹章の「良久云」、不如蜜多章の「云」、雲居道膺章の「良久云」、同安同丕章の「著云」である。このような例外も存するものの、偈頌の前に何らかの語句が置かれることに変わりはない。
- 23 図の作成には、田島論文 β を参考にした。
- 24 松山寺本の文化史的位置づけや、加賀前田家との関係については、小島裕子「莊嚴の「祖録」——松山寺本『伝光録』の意匠と加賀藩前田家の文化——」（『鶴見大学仏教文化研究所紀要』二五、二〇二〇年）に詳しい。